

東京都産グリーン水素と
下水汚泥由来の二酸化炭素による
グリーンメタン製造（合成）事業
事業者公募要領

令和7年2月27日

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部

1 目的	2
2 本事業の内容	2
(1) 名称	2
(2) 協定期間	2
(3) 事業概要	2
(4) 都が負担する経費	3
(5) 計画敷地概要	4
(6) 本事業の詳細	5
(7) 都が提供する東京都産グリーン水素の概要	7
(8) 都が提供する下水汚泥由来の二酸化炭素の概要	8
(9) 都が提供する光熱水の概要	9
3 事業の進め方	9
(1) 概要	9
(2) 提案者の要件	10
(3) 質問	10
(4) 現地説明会	11
(5) 提案書の作成	11
(6) 提案書の審査	11
(7) 協定の締結	11
(8) 事業費の支払等	11
4 応募方法	11
(1) 提出書類	11
(2) 事業者提案書記載事項	12
(3) 提出方法	12
(4) 提出先	12
(5) 免責事項、注意事項等	12
5 応募に関する審査等	12
(1) 審査方法	12
(2) 採択事業者数	13
(3) 審査結果の通知	13
6 著作権及び提出書類等の取扱い	13
(1) 応募者から提出された提案書等の著作権	13
(2) 応募者から提出された提案書等の使用	13
7 その他	14
(1) 応募に係る費用	14
(2) 個人情報の取り扱い	14
8 本公募全般に関する問合せ先	14

1 目的

日本における消費エネルギーの約6割は、工場など産業部門における蒸気加熱、家庭や業務など民生部門における給湯や暖房といった熱需要が占めており、この熱需要を脱炭素化することが脱炭素社会の実現に向けた重要な課題となっている。

水素と二酸化炭素により合成メタンを製造するメタネーションは、令和3年6月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（経済産業省）」において次世代熱エネルギー産業に位置づけられ、成長が期待される重要分野となっている。また、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）においては、2030年の基盤技術の確立、2040年代の大量生産技術の実現を目指すとともに、2030年度に供給量の1%相当（年間28万トン）の合成メタン又はバイオガスを導管に注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化、2050年には合成メタンやバイオガスの導入などの様々な手段を組み合わせることで都市ガスのカーボンニュートラル化を目指すとしている。

メタンは燃焼時に二酸化炭素を排出するが、合成メタンの原料として、発電所や工場などから回収した二酸化炭素を利用することで、燃焼時に排出される二酸化炭素と相殺できるため、大気中の二酸化炭素量の増加は実質ゼロ（カーボンニュートラル）になる。

本事業では、東京都（以下「都」という。）が大田区京浜島に整備予定のグリーン水素の製造プラントで生成した東京都産グリーン水素及び同区森ヶ崎水再生センターの下水汚泥由来の二酸化炭素を活用し、グリーンメタンの実用化に向けた検討及び課題の抽出を都と共同で実施する事業者を募集する。

2 本事業の内容

(1) 名称

東京都産グリーン水素と下水汚泥由来の二酸化炭素によるグリーンメタン製造（合成）事業（以下「本事業」という。）

(2) 協定期間

協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。

ただし、本事業は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに都議会で可決された場合において、令和7年4月1日から実施するものとする。

(3) 事業概要

(5)に示す計画敷地において、次の事業スケジュール（予定）に従い、都と共同で都が大田区京浜島に整備予定のグリーン水素の製造プラントで生成した東京都産グリーン水素及び同区森ヶ崎水再生センターの下水汚泥由来の二酸化炭素を活用したグリーンメタンの実用化に向けた検討及び課題の抽出を実施する。

・事業スケジュール（予定）

令和7年度	基本計画の策定、基本・実施設計、機器設置工事
令和8年度	機器設置工事、グリーンメタンの実用化に向けた検討及び課題の抽出、原状回復

(4) 都が負担する経費

都は、本事業に要する経費について、金 300,000 千円（消費税込み）を上限として負担する。対象となる経費は次のすべての条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

ア 本事業のために必要な経費であること。

イ 支援対象期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。

ウ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	備品は、取得価格が 100,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	取得価格が 100,000 円未満の物品に係わる経費。 取得価格が 100,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等）
	印刷 製本費	当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
	通信 運搬費	当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。

借料及び損料	事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、(当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。) リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
光熱水費	当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 光熱水費として計上する経費は、当該事業に直接必要であることを証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
雑役務費	当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注・委託費	当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
一般管理費	事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費。 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

※上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となるため、具体的な対象経費は「3(7) 協定の締結」に定める協定により決定する。

(5) 計画敷地概要

ア 敷地所在地

東京都大田区昭和島二丁目5番1号 森ヶ崎水再生センター東処理施設内

イ 機器設置想定場所

面積 約 150m²

拡大図及び基礎耐荷重条件等については、別紙1(図面サイズ:A4)に示す。

ウ 下水汚泥由来の二酸化炭素取出し想定場所

本事業で活用する下水汚泥由来の二酸化炭素は、消化ガスの形で別紙1に示す取出し想定場所から供給する。詳細な条件等は、(8)に示す。

取出しガス圧力 : 約 0.4MPa

取出しガス配管径 : 15A

ガス輸送概算距離 : 約 300m

(6) 本事業の詳細

採択事業者(3(7)に定める協定を締結した事業者をいう。以下同じ。)は、1に定める目的を踏まえ、協定を締結した期間において、都が大田区京浜島に整備予定のグリーン水素の製造プラントで生成した東京都産グリーン水素及び同区森ヶ崎水再生センターの下水汚泥由来の二酸化炭素を活用し、グリーンメタンの実用化に向けた検討及び課題の抽出等を実施する。

なお、東京都産グリーン水素の提供条件は(7)、下水汚泥由来の二酸化炭素の提供条件(8)及び光熱水関係の条件は(9)のとおりとする。

ア 基本計画の策定

本事業では、消化ガスからの二酸化炭素の分離、グリーン水素を活用したメタネーションの実施、実用化に向けた課題検討等を実施するが、採択事業者は事業を開始するにあたり、次の内容を含む基本計画を策定すること。

- ・事業スケジュール（全体スケジュール及び年間スケジュール）
- ・グリーンメタンの実用化に向けた検討及び課題の抽出に関する実施事項
（消化ガスからの二酸化炭素の分離方法、メタネーションの実施方法、合成したグリーンメタンの活用方法、導管注入の可能性検討、今後の事業展開に向けた検討方法）
- ・基本計画図
- ・平面図
- ・概略構造図
- ・概略断面図
- ・電源引込ルート図
- ・東京都産グリーン水素運搬ルート図
- ・消化ガス（二酸化炭素）供給ルート図
- ・施設完成時のイメージ図（イメージパース）

イ 基本・実施設計

前項で策定した基本計画の内容を基に機器設置工事に向けた基本・実施設計を実施すること。

なお、以下に示す設計概要に従うとともに、納期やコスト、設置面積等の設計に必要な諸条件については、協定締結後に都と協議の上、調整・検討すること。

(ア) 設計業務における一般業務の内容及び範囲

- ・現地調査
- ・設計条件等の整理
- ・設計上の諸条件の調査及び関係部署等との打合せ
- ・ガス、電力、通信、機器冷却水等の供給方法検討
- ・基本設計方針の策定
- ・基本設計図書（単線結線図、既存下水道施設との取合図等）の作成
- ・概算工事費及び施工期間の検討

(イ) 基本設計を行う電気、機械及び通信設備

- ・メタネーション機器

- ・二酸化炭素分離機
 - ・メタネーション機器用冷却設備（冷却水用配管設備含む）
 - ・水素カードル置場
 - ・消化ガス及びメタンガス輸送用配管設備
 - ・総合制御盤
 - ・消火設備
 - ・構内電気等配線（動力・電源用、監視用及び計装用）
 - ・その他、本事業を適切に実施するために必要となる設備
- （ウ） 建築工事一式に係る基本設計項目
- ・設置が必要な設備用基礎
 - ・冷却水等排水設備
 - ・その他、本事業を適切に実施するために必要となる設備

ウ 機器設置工事

ア及びイの内容を基に機器設置工事を実施すること。

エ グリーンメタンの実用化に向けた検討及び課題の抽出

（ア） 実施計画書の作成

アで作成した基本計画を基に実施項目（試験内容等）や運転条件等の詳細を含む実施計画書を作成すること。

なお、実施計画の作成は、都及び施設管理者等と十分調整した上で行うこと。

（イ） グリーンメタンの実用化に向けた検討及び課題の抽出

（ア）で作成した実施計画書を基に試験等を実施すること。

オ 原状回復

本事業の計画敷地については、協定期間終了時（令和 9 年 3 月 31 日）までに新規設置設備等を撤去し、現状復旧を行うものとする。

カ 本事業の実施時間帯

本事業の実施可能な時間帯は、午前 9 時から午後 5 時までの間を原則とし、次の各号に掲げる日を除いた範囲で行うこと。この時間を超えて作業する場合は、施設管理者等と事前に調整の上、出入口等について適切に管理するものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 三 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(7) 都が提供する東京都産グリーン水素の概要

ア 提供量（上限）

年間 2.7 トン-H₂（約 30,000 ノルマル立法メートル）以内

イ 提供方法（一回あたり）

次の①から⑩までの仕様を充たす圧縮水素カードルにより、一回当たり 26.8kg-H₂（298 Nm³）以内の水素を採択事業者が指定する場所へ提供する。

なお、残量として 1 MPa 以上残して使用すること。（実質利用可能な量は 25.1kg-H₂（279Nm³））

- ① 最高充填圧力 19.6MPa
- ② 水素ポンベ横 6 本×縦 5 本組
- ③ 水素ポンベの総内容積は 50L×30 本で 1,500L
- ④ 100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能
- ⑤ 容器ごとに容器元弁あり
- ⑥ 集合主管にストップ弁あり
- ⑦ ブルドン管圧力計（元弁含む）によりガス残量を確認可能
- ⑧ 安全弁（元弁含む）あり
- ⑨ 前面のストップ弁、圧力計等の突出部を保護するための開閉式の枠及び扉あり
- ⑩ 水素の充填口、吐出し口の取合いは次の 2 種類があり、いずれかから水素を取り出すこと

充填口	品名	型式
充填口 1	W34 山左 12	株式会社ハンダ技研工業 TA-0129 同等品
充填口 2	カプラ	日東工器株式会社 HSU-3P 同等品

- ⑪ 吊り金具を設け、クレーンで移動可能
- ⑫ 車両に適切に固定することが可能で公道運搬可能
- ⑬ 総重量 2.4 トン以下
- ⑭ 外寸は W : H : D = 1636 : 1565 : 1852 mm
- ⑮ 水素ポンベに日が当たらないように上面、側面、後面に金属板あり
- ⑯ 耐圧気密試験実施済

ウ 運搬頻度

原則毎週 2 回、採択事業者が指定した日時に、グリーン水素の製造プラント（大田区京浜島三丁目 5 番 1 号）から車両（搭載型トラッククレーン）により運搬

エ 品質

99.97%以上（ISO 規格 14687 Grade-D 適合）

オ その他

- ・納品場所については、設計の段階から都と十分に調整した上で決定する。
- ・運搬頻度等の詳細な条件については、協定締結後に都と協議の上決定する。
- ・水素ガスの費用は無償とするが、運搬に係る経費については採択事業者が負担すること。なお、水素の運搬に要した費用は本事業に必要な経費に計上して差支えない。

(8) 都が提供する下水汚泥由来の二酸化炭素の概要

ア 提供方法及び条件

- ・下水汚泥処理過程で生じる消化ガス（２（８）イに想定成分を記載）の形で提供する。
- ・都は消化ガスを取り出し想定場所から採択事業者へ提供することとし、採択事業者は取り出し想定場所から配管等を新設することにより、必要な消化ガスの提供を受けること。
- ・取出した消化ガスは、メタネーション機器へ供給すること。一方で、効率的な二酸化炭素回収方法を検討するため、二酸化炭素分離機へも供給すること。ただし、これら２つの供給経路を１つにまとめることについては差支えない。
- ・二酸化炭素分離機を介したメタンについては、別紙１の戻し想定場所に戻すこと。
- ・具体的な取り出し方法等を含む提供方法については、協定締結後に都と協議の上決定する。

イ 消化ガスの成分

- ・提供する消化ガスの成分に関する過去の測定結果は以下のとおり。
- ・採択事業者は、事業の実施に当たっては、改めて消化ガス成分について明らかにした上で、必要な機器等を選定し、事業を実施すること。

測定の対象及び単位		測定結果 R4. 8. 18測定	測定結果 R4. 12. 5測定	定量下限	測定の方法
水分量	vol%	3. 2	1. 1	0. 1	JIS Z 8808(2013)
総発熱量	kJ/m ³	23, 260	23, 540	—	JIS K 2301(2011)-8. 2
	kcal/m ³	5, 540	5, 610	—	
真発熱量	kJ/m ³	20, 920	21, 170	—	
水素	vol%	0. 1未満	0. 1未満	0. 1	JIS K 0114(2012)
酸素	vol%	0. 1未満	0. 1未満	0. 1	
窒素	vol%	0. 3	0. 6	0. 1	
二酸化炭素	vol%	40. 9	40. 4	0. 1	
メタン	vol%	57. 5	58. 9	0. 1	
一酸化炭素	vol%	0. 1未満	0. 1未満	0. 1	
硫化水素	volppm	990	1900	0. 1	JIS K 0108(2010)
窒素酸化物	volppm	2. 5未満	2. 5未満	2. 5	JIS K 0104(2011)-7. 3
アンモニア	volppm	2. 5未満	2. 5未満	2. 5	JIS K 0099(2020)-8. 2
デカメチルトetraロキサン(L4)	volppm	0. 010	0. 008	0. 001	固体捕集-加熱脱着ガス クロマトグラフ質量分 析法
オクタメチルクロテトラロキサン(D4)	volppm	0. 17	0. 083	0. 001	
デカメチルクロペンタロキサン(D5)	volppm	1. 3	1. 2	0. 001	
水溶性ケイ素	mg/m ³	3. 5	8. 8	0. 1	JIS K 0083(2017)-8. 4
ノナン	mg/m ³	0. 22	0. 17	0. 001	固体捕集-加熱脱着ガス クロマトグラフ質量分 析法
デカン	mg/m ³	1. 6	0. 94	0. 001	
テトラデカン	mg/m ³	1. 1	0. 13	0. 001	
リモネン	mg/m ³	0. 26	2. 9	0. 001	

ウ その他

- ・ 取出し場所については、設計の段階から都と十分に調整した上で決定すること。
- ・ 取出し量等の詳細な条件については、協定締結後に都と協議の上決定する。
- ・ 提供する消化ガスは無償とする。

(9) 都が提供する光熱水の概要

ア 電気

メタネーション機器の起動及び運転に必要な電力として、以下に掲げる電力を提供する。

- ・ 3φ3W400V 100A以内

ただし、電気引込に関する計画は、採択事業者の責により行うこととし、電源取出し想定場所は別紙1のとおりである。なお、メタネーション機器以外の補機等に必要な電力も含めて、協定締結後に都と協議の上、電源取出し場所及びケーブル敷設方法等を決定する。

また、電力量計等を設置して本事業における使用電力量を明らかにするとともに、生じた電力代は、採択事業者が施設管理者へ支払うこと。なお、当該費用は2(4)の経費として計上して差し支えない。

イ 機器冷却水

メタネーション機器の冷却水等に必要な水量を供給する。

ただし、冷却水等の供給に関する計画は、採択事業者の責により行うこととし、協定締結後に都と協議の上、冷却水取出し場所及び供給経路等を決定する。なお、冷却水等の排水に当たっては、排水成分について明らかにするとともに、系統へ流出可能かについて施設管理者等と協議を行うこと。

また、流量計等を設置して本事業における使用水量を明らかにするとともに、生じた上下水道代は、採択事業者が施設管理者へ支払うこと。なお、当該費用は2(4)の経費として計上して差し支えない。

3 事業の進め方

(1) 概要

次に示すスケジュールに従い、事業者の公募を行い、採択された事業者と協定を締結し、事業を実施する。

公募要領等の公表	令和7年2月27日（木曜日）
質問の受付	令和7年2月27日（木曜日）から3月6日（木曜日）まで
現地説明会	令和7年3月4日（火曜日）
質問への回答	令和7年3月13日（木曜日）まで
提案書の提出	令和7年3月14日（金曜日）から同月21日（金曜日）まで
審査結果通知	令和7年3月28日（金曜日）（予定）
協定締結	令和7年4月下旬（予定）

(2) 提案者の要件

応募資格のある提案者は、2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて本事業の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを有する単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであること。

また、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

また、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものであること。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者
- ケ 税の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(3) 質問

本公募に関して、質問事項がある場合は、様式 3「質問票」に必要事項を記載の上、次に示す期間中に、電子メールにより送付することとする。電話や訪問等、電子メール以外による問合せについては対応しない。

なお、質問への回答は、令和 7 年 3 月 13 日（木曜日）までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

・質問受付期間

令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）から同年 3 月 6 日（木曜日）午後 5 時受信分まで

・提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

(4) 現地説明会

機器設置想定場所、電源取出し想定場所及び消化ガス取出し想定場所等の現地状況を確認するため、森ヶ崎水再生センター東処理施設内において現地説明会を実施する。現地説明会に参加を希望する事業者は、様式4「現地説明会申込書」に必要事項を記載の上、令和7年3月3日（月曜日）までに、下記提出先へ電子メールにより送付すること。

また、参加人数は各法人等（グループごと）に5名までとし、集合場所及び集合時間は別途連絡することとする。

なお、応募事業者は、現地説明会の参加の有無に関わらず、本事業に応募することができる。

・提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

(5) 提案書の作成

4「応募方法」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和7年3月21日（金曜日）までに提出すること。

(6) 提案書の審査

5「審査方法」に記載する内容に基づき審査を実施し、採択事業者を決定する。

(7) 協定の締結

前項で決定した採択事業者は、都と事業内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を締結し、本事業を実施すること。

なお、都は採択事業者に対し、無償にて東京都産グリーン水素及び消化ガス（二酸化炭素）の提供を行う。

(8) 事業費の支払等

都は、当該事業に要する経費が確定する2年間の事業期間完了後に、採択事業者からの請求に基づき、前項で締結した協定に定める金額を上限として支払う。

4 応募方法

(1) 提出書類

応募者は、次の書類のア及びイの書類を作成し、作成後、正本1部（両面印刷）、副本1部（正本のPDF形式の電子ファイルを記載したCD-R）を期限までに提出すること。また、添付書類として、ウからキまでの書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業者提案書（様式2）A4用紙15枚以内（表紙含まず）

ウ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）

- エ 法人の登記事項証明書
- オ 定款又は寄付行為（写し）
- カ 印鑑証明書（原本）
- キ 納税証明書（直近1か年分）

(2) 事業者提案書記載事項

前項イに記載の事業者提案書は、5(1)に示す審査項目等を踏まえた上で、以下事項を記載すること。

- ・応募者の財務状況
- ・本事業に関連する実績
- ・本事業に係る基本計画の素案（実施方法（使用機器の仕様、設備の設計素案）、実施事項（調査内容、方法、期間）、合成メタンの活用方法、今後の展望（これまでの技術動向、本事業の実施目的、今後の展望）等を含む）
- ・本事業の実施体制及び実施スケジュールの想定
- ・本事業に必要な経費（概算）

(3) 提出方法

郵送又は持込み

(4) 提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 33 階南側

(5) 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

ア 採択事業者は、「2(6)本事業の詳細」について、全ての責任を負うものとする。

イ 本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する採択事業者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。

ウ 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

5 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等を基に、「東京都産グリーン水素と下水汚泥由来の二酸化炭素によるグリーンメタン製造（合成）事業の公募に係る審査委員会」において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・ 提案事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績	・ 応募者は、水素に係る事業等の実績を有しているか。 ・ 応募者は、メタネーションに係る実証等の実績を有しているか。
2	実施内容	技術的実現可能性	・ 提案された技術や方法が実際に実現可能なものとなっているか。 ・ 提案事業の実施に必要な技術、課題等を明確に捉えているか。
		効率性	・ エネルギー効率、原料の利用効率などグリーンメタン製造（合成）プロセスの効率性が高いものとなっているか。
		環境影響	・ 提案されたプロセスが環境に与える影響は問題ないか。 ・ 設備撤去後の再使用・リサイクルの計画があるか。
		将来展望	・ 本事業を実施することによる波及効果はあるか。 ・ 今後の技術動向、展望を見据えた実施内容となっているか。 ・ 本事業実施後の都内への展開を検討しているか。
3	実施体制	実施計画	・ 本事業期限までに完了できる実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。
		実施体制	・ 本事業の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・ 他事業者等と十分な連携が取れる体制となっているか。
		費用	・ 必要経費が具体的に明示されているか。 ・ 初期投資、運用コストなどの経済性が高いものになっているか。

(2) 採択事業者数

1 者

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

イ 都は、審査結果について、採択事業者の名称を東京都産業労働局HPで公表する。公表項目は、採択事業者名及び評価結果とする。採択事業者以外の参加者については、評価結果のみの公表とし、事業参加者名は公表しない。

6 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権

応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 応募者から提出された提案書等の使用

都は、応募者から提出された提案書等は、採択事業者の審査のみに使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

7 その他

(1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

8 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

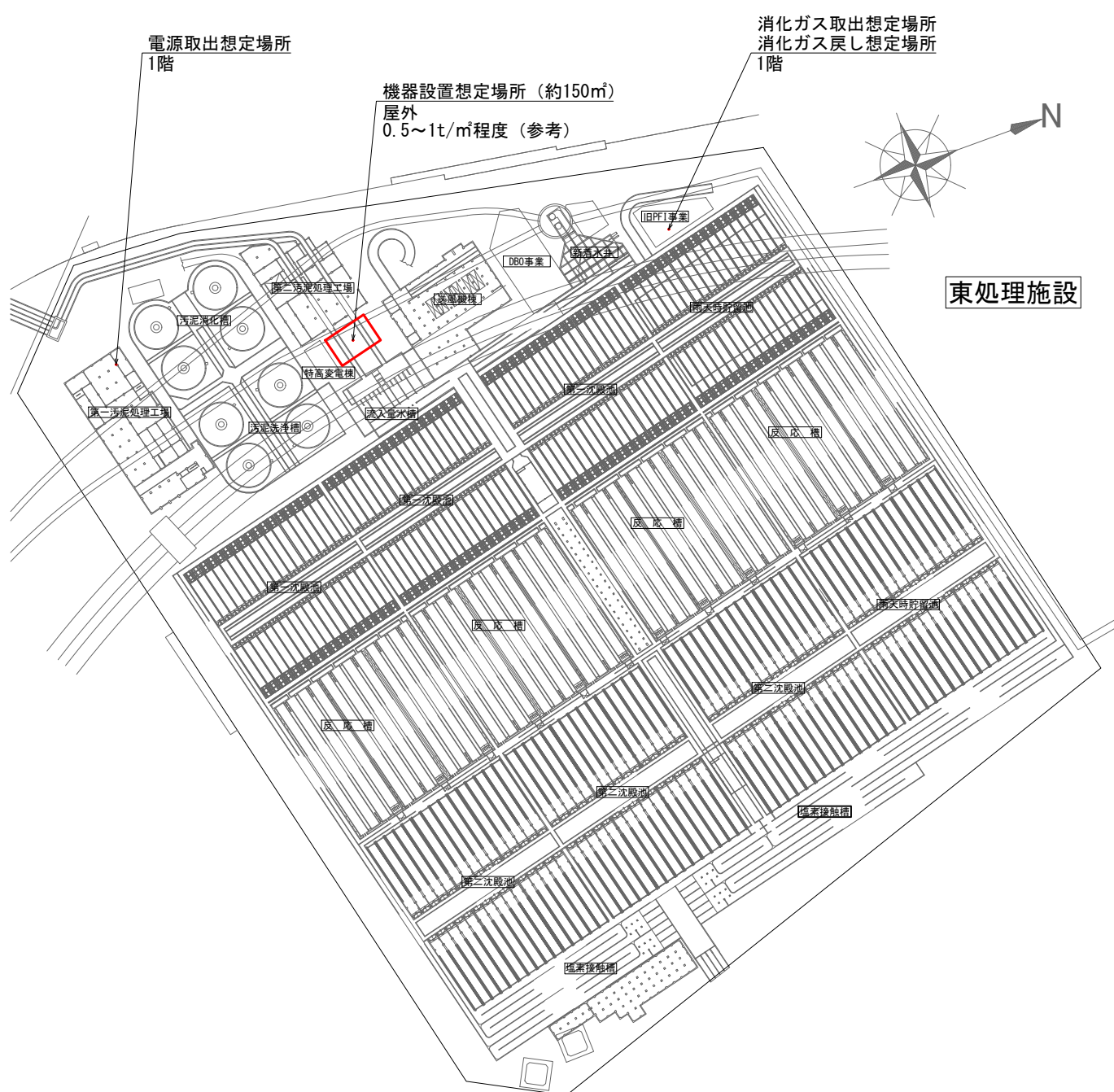
東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5320-4731



案内図 (S=N.S.)



森ヶ崎水再生センター一般平面図 (S=1/4000)

個人情報に関する特記仕様

第 A 章 総則

(個人情報の保護)

第 1 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号）第 2 に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

(秘密等の保持)

第 2 条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成 15 年 1 月 30 日（最終改訂：平成 31 年 1 月 23 日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第 3 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第 2 条第 5 項に定める仮名加工情報及び同条第 6 項に定める匿名加工情報並びに同条第 7 項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

2 この契約による業務の処理に際して、東京都が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都提供個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都提供個人情報等一覧（目録 A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び東京都以外の第三者から直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、東京都に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、東京都及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第 B 章 安全管理体制

（責任体制の整備）

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ東京都に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、東京都は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ東京都に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

- 第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、東京都に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

- 第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における東京都の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
 - 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
 - 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、東京都は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

- 第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下

同じ。)を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を東京都に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める東京都の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法
- 2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、東京都に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、東京都の求めに応じて、その状況等を東京都に適宜報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複写及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を東京都の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製等の禁止）

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため東京都から引き渡された文書等を東京都の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

第 11 条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受託者は、東京都から文書等の引き渡しを受けた場合は、東京都に受領書を提出する。

3 受託者は、第 1 項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。東京都は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受託者は、東京都が承諾した場合を除き、第 1 項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、第 1 項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、第 1 項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第 1 項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

(1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。

(2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。

(3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。

(4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記

(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。

10 受託者は、第 1 項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

(2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等

以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために東京都の指定した様式により、及び東京都の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、東京都の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として東京都に届け出られている者が行うものとする。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を東京都に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、東京都が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第C章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を東京都に速やかに

報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。
- 3 受託者は、東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、東京都が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

- 第14条 東京都は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、東京都から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて東京都が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、東京都の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第D章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

- 第15条 東京都は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、東京都にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
 - 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、東京都は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

- 第16条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都が損害を被った場合には、東京都にその損害を賠償しなければ

ばならない。

- 2 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに東京都に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。
- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、東京都が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から東京都に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために東京都において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、東京都の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて東京都が損害を被った場合には、東京都は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

（違約金）

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって東京都に損害が生じた場合、受託者は東京都に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 東京都に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、東京都は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

（その他）

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度東京都に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、東京都は、東京都の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。